

指定障害福祉サービス事業者等の指定更新手続きについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定につきましては、指定後6年毎に更新を受けなければその効力を失うこととなります。

更新が必要となる事業者等の方は、下記のとおり更新手続きを行って下さい。

記

1 指定更新手続き必要書類

【指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業】

- ① 指定障害福祉サービス事業者等 指定（更新）申請書・・・第13号様式
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第三項各号の規定に該当しない旨の誓約書・・・参考様式11

【指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業】

- ① 指定特定相談支援事業者等 指定（更新）申請書・・・第1号様式
- ② 指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書・・・参考様式12

※指定障害児相談支援事業については、下記の書類も必要です。

指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書・・・参考様式13

※ ただし、指定内容に変更のある場合は、上記①及び②書類と変更届出書（第13号様式の3又は第2号様式）、各付表及び変更内容に係る各関係書類を併せて提出して下さい。

※ 変更の際の必要様式は、「指定障害福祉サービス事業者等の指定・届出」からダウンロードして下さい。

2 指定更新手続きの提出期限

遅くとも指定有効期間満了日の1か月前までにお願いします。

（例）指定日：平成18年10月1日 → 指定有効期間満了日：平成24年9月30日

→ 更新手続きの提出期限：平成24年8月31日

※ 指定有効期間満了日までに手続きを行わなかった場合、指定の効力を失うこととなりますのでご留意下さい。

※ 事務の都合上、指定有効期間満了日の1か月前より早めの日を締切日として提出依頼させて頂く場合があります。その際は、ご協力よろしくをお願いします。

3 提出方法

郵送又は持参でお願いします。（郵送の場合は、「指定更新申請書在中」と明記して下さい。）

4 提出先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市障がい福祉課（自立支援給付係）

※ 奈良市に所在する事業所が対象です。市外の県内事業所については、奈良県で更新手続きが必要です。

【問い合わせ】

奈良市障がい福祉課（自立支援給付係）

TEL 0742-34-4593

FAX 0742-34-5080

受付番号

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定(更新)申請書

令和 年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地
 申請者 名称
 (設置者) 代表者 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町村番号

申請者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市					
	法人である場合その種別		法人所轄庁					
	連絡先	電話番号	FAX番号					
	代表者の職・氏名		職名	フリガナ		氏名		
	代表者の住所		(郵便番号 —) 県 郡・市					
指定を受けようとする事業所・施設の種別	フリガナ							
	名称							
	事業所(施設)の所在地		(郵便番号 —) 奈良県 奈良市					
	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
	福祉サービス障害事業所							
援害指 施設者定 設支障								
指定一般相談支援事業所(地域移行支援)								
指定一般相談支援事業所(地域定着支援)								
事業所番号		同一の法律において既に指定を受けている場合						
(事業所名)		(番号)						

- 備考1 「受付番号」、「事業所(施設)所在地市町村番号」及び「受付」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、本市において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合にその事業所番号を記載してください。欄に書ききれない場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

受 付

(参考様式 1 1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第三項各号の規定に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者	所在地	
	名称	
代表者	住所	
	氏名	印

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第三項各号（同法第五十一条の十九第二項において準用する場合（第四号、第十号及び第十三号を除く）を含む）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第三項各号の規定】

- 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。（奈良市条例で定める者。「法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。」）
- 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から起算して五年を経過しない者）であるとき。ただし、当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日以前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの）のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 申請者が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日以前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当する者であるとき。

別記
第1号様式(第2条関係)

受付番号

指定特定相談支援事業者 指定(更新)申請書
指定障害児相談支援事業者

令和 年 月 日

(宛先)奈良市長

申請者 所在地
(設置者) 名称

代表者 ①

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者 に係る指定(更新)を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地 (郵便番号 —)			
	法人である場合その種別		法人所轄庁	
	連絡先電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名		職名	フリガナ 氏名
代表者の住所 (郵便番号 —)				
指定を受けようとする 事業の種類	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地 (郵便番号 —)			
	事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の 事業開始予定年月日	様式
	特定相談支援事業		年 月 日	付表
	障害児相談支援事業		年 月 日	付表
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号			指定年月日	年 月 日
既に地域相談支援事業(地域移行支援)の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号			指定年月日	年 月 日
既に地域相談支援事業(地域定着支援)の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号			指定年月日	年 月 日
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号			指定年月日	年 月 日
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号			指定年月日	年 月 日

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 5 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も併せて申請してください。

指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 住所
氏名

印

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法第二十四条の第二十八第二項において準用する同法第二十一条の五の十五第二項（第四号、第十一号及び第十四号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【児童福祉法第二十一条の五の十五第二項（第四号、第十一号及び第十四号を除く。）の読替後の規定】

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る障害児相談支援事業所（第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な障害児相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 六 申請者が、第二十四条の三十六の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十四条の三十六の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児相談支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 八 削除
- 九 申請者が、第二十四条の三十六の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十 申請者が、第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十四条の三十六の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十二 申請者が、指定の更新の申請前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第五号、第六号、第九号、第十号又は前号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。